



令和3年9月24日に 飼養衛生管理基準が一部改正されました

・大規模所有者（以下の頭数以上）は、畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること

同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、衛生管理を行う頭数の合計が以下の頭数を超えないこと。

★令和4年10月に施行されますので準備をお願いします

<大規模所有者とは・・・表の頭数以上を所有する者>

家畜種	月齢	頭数
牛 【※】の牛を除く	満24月齢～	200頭
	満4月齢～満24月齢未満	3000頭
※乳用種の雄牛・ 交雑種の牛	満17月齢～	200頭
	満4月齢～満17月齢未満	3000頭
水牛	—	200頭

1人の飼養衛生管理者は、この頭数を超えた頭数を担当することはできません

<飼養衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合の考え方>

担当	担当畜舎
飼養衛生管理者A	畜舎①（繁殖和牛 [25月齢] 300頭）
飼養衛生管理者B	畜舎②（繁殖和牛 [25月齢] 180頭） →充足率90%
	畜舎③（繁殖和牛 [25月齢] 100頭） →充足率10%
飼養衛生管理者C	畜舎③（繁殖和牛 [25月齢] 100頭） →充足率40%
	畜舎④（繁殖和牛 [20月齢] 120頭） →充足率60%

このうち20頭を担当

このうち80頭を担当

県内で牛のヨーネ病が発生しました！

牛のヨーネ病を防ぐために以下の内容に取り組みましょう。

- ・農場に牛を導入する際は、導入元農場がヨーネ病陰性農場であることを必ず確認する。
- ・衛生管理区域を、こまめに清掃・洗浄・消毒し、常に清潔に保つ。
- ・日頃から飼養牛の健康状態を観察し、牛の異常を発見次第、すぐに家畜保健衛生所に連絡する。